

第 102 期 決算公告

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

トキコシステムソリューションズ株式会社

横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 9 番 27 号

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品及び製品	先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
仕掛品	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
未成工事支出金	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
原材料及び貯蔵品	先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

1-2. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

1-3. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は5年による定額法により按分した額を翌期から費用処理しております。

過去勤務費用は5年による定額法により費用処理しております。

なお、当期末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過するため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(2)完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保及びアフターサービス等の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして発生見込額を計上しております。

(3)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づき計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4)賞与引当金

従業員賞与の支払に充当するため、支給見込額に基づき計上しております。

1-4. 収益及び費用の計上基準

当社では、工事部門、修理部門及び商品部門において事業を行っております。

工事部門の事業における履行義務は、主にガソリンスタンド及び自家用給油所に関わる設計・施工、並びに、危険物施設及びBCP対策に関わる燃料供給設備の設計施工の請負であります。当該履行義務は、一定期間にわたって充足されるため、出来高に応じて収益を認識しております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した引渡時点で収益を認識しております。

修理部門の事業における履行義務は、顧客との契約上の条件に従い、当該契約に基づく製品の保守・点検サービスの提供を行うものであります。修理事業における取引には、契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識する取引と、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引とがあります。一定の期間にわたり履行義務を充足する取引については、保守サービスの提供期間に対する経過日数の割合や点検対象の機械の台数に対する点検済の台数の割合等により測定される進捗度に応じて収益を認識しております。

商品部門の事業における履行義務は、顧客との販売契約に基づいて、流量計及びその他計装システム製品等の商品又は製品の引き渡しを行うものであります。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

取引価格は、製品またはサービスを顧客に提供することによって、当社が権利を得ると見込む対価に基づいて測定しており、対価の支払条件は、通常、製品またはサービスを顧客に提供した後、短期間で支払期日が到来し、契約には重要な金融要素は含まれていません。

なお、履行義務の充足よりも前に支払期日が到来する場合もあり、その場合の入金額は契約負債として認識しています。

1-5. ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建営業債権債務

(3)ヘッジ方針

内部規程で定めるリスク管理方法に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

為替予約においては、将来の外貨建取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

1-6.消費税等の処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は発生事業年度の費用として処理しております。